

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 28
2024 年 1 月

2024 年 1 月 12 日（金）16 時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 11 回口頭弁論が行われました。来にくい時間帯のせいか、傍聴はこの日も 20 名ほどでした。前回の裁判は昨年 7 月だったため時間があいている気がしますが、10 月 12 日には非公開の弁論準備手続（裁判官、原告、被告が集まり争点と証拠を整理するために話をする）が行われていました。この手続には原告も 2 名、立ち会っていました。

■裁判所が理解した、SA 対策^{けたい}懈怠に対する原告の主張

昨年この裁判解説の中で、国に対し「SA（シビアアクシデント）対策懈怠」を主張する原告に、裁判所が何度も説明を求めていることをお伝えしてきました。その理由は、この主張がすでに最高裁が判断を下している内容に含まれるのか、それとも新たな別の争点なのかをきちんと判断した上で、この裁判を進めていくためだったようです。

2022 年 6 月の最高裁判決で、「国の責任」は認められませんでした。その判決の論点は「結果回避可能性」と津波対策に対する「規制権限の行使」にあり、判決は「国が規制権限を行使し、津波対策をとっていても事故は防げなかったと想定されるので国に責任はない」と結論づけていました。最高裁がこうした判決を出したため、この判決以降、全国で起こされている裁判で、原告側の同様の主張に対し、国の責任が認められる可能性は低いと考えられています。

一方、北海道訴訟の第一審判決でも、最高裁判決でも言及されていないのが、「SA 対策」を怠った責任が国にあるかどうか、です。国は、「SA 対策は（当時）規制権限行使の対象外だったため責任はない」と言っていますが、原告は「SA 対策を規制権限行使の対象にすべきだったのに、それをせずにいたこと自体も国の責任」と主張しています。SA 対策を事業者任せにしてきたことが問題であり、こ

の責任の有無については最高裁でも判断を出していない、つまり、2022 年 6 月の最高裁判決を乗り越える主張の一つということです。

10 月に行った弁論準備手続を経て、裁判所はこの主張が最高裁でも判断を下していない内容と認識し、国の代理人に対しては「最高裁判決を含めこれまでの裁判で争点としてきた問題と違う考え方なので、これまでと同じ反論をせず、原告側の主張に噛み合った反論をしてください」ということを伝えていました。「最高裁ですでに判断されているので」では済まないということです。次回、こういった反論を国が出してくるのか、とても気になります。

■原告の意見陳述

原告の声で語られる意見陳述は、原告家族の日常を思い浮かばせます。住み慣れた街の暮らしやすい環境の中に、ゆったりとした時間が流れていたこと。そして、原発事故によりその日常が一変し、生きにくさを感じていること。失ったものの尊さ、そして、被告国と東電に対する思いがまっすぐに伝えられた陳述だと思いました。

私が失ったのは、あの頃のささやかな安定した生活で、他の方々が失ったものに比べたら本当に些細でちっぽけなものかもしれません。それでも私にとっては、とても大切なものでした。

今、いわきに戻っても、あの頃と同じ生活は返ってきません。

そして、誰の目にも明らかで。誰にも否定できない事実が一つあります。原発あるいは原発事故さえなければ、こんなことにはならなかった。

（意見陳述より）

■次回の口頭弁論

次回は 5 月 15 日（水）15 時開廷です。控訴審も終盤に差し掛かり、次年度内で結審の可能性もありそうです。来にくい時間ではありますが、ぜひ、傍聴にお越しください。

傍聴人 金榮知子